

有限会社ライフサポートさくら草 グループホーム軽井沢
介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第一条 有限会社ライフサポートさくら草が開設する介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護事業所(以下『事業所』という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活で機能訓練を行うことにより、尊厳のある生活を営むことができるよう適切な介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 事業実施に当たっては、介護保険法並びに関係する松山市条例、内容を厳守する。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第三条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(名 称) グループホーム軽井沢

(所在地) 愛媛県松山市土居田町141番地1

(職員の員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名(常勤兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することと共に、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡、調整を行う。

③ 介護職員・看護職員 18名(常勤13名・内兼務2名・非常勤5名)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第五条 利用定員は、18名(1ユニット9名×2ユニット)とする。

(介護の内容)

第六条 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談・援助

(介護計画の作成)

第七条 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し介護計画に基づいて、各種サービスを提供すると共に、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料)

第八条 事業所が提供する介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。(別紙『重要事項説明書』に記載)ただし、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 42,000円/月
- ② 食材料費 朝220円/日 昼430円/日 夜430円/日
- ③ 水道光熱費 9000円/月
- ④ 消防設備費及び維持点検管理費 2000円/月
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
実費

2 月の中途における入居または、退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第九条 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の対象者は、
要支援2・要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第十条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密保持を厳守する

2 従業員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすとこがないよう必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第十一条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第十二条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

2 賠償すべき事態となった場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加盟する。

4 事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発防止のための対策を早急に講じるものとする。

(衛生管理)

第十三条 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

2 従業員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第十四条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、ご家族に連絡し、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第十五条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、年に一回地域の協力機関等と連携をはかり、避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第十六条 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営についての重要事項)

第十七条 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会をもうける。

① 採用時研修 採用後1月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な

記録をその完結の日から5年間保管する。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

第十八条 事業所での金銭管理等を委託する場合は、別に定める「財産管理委託契約書」を締結の上、「預かり金等取扱い規程」に基づき管理する。

| | |
|----|--------------------------|
| 付則 | この規程は、平成25年6月21日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成25年7月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成26年4月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成27年8月 28日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成28年5月 10日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成29年2月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成29年 9月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成 30年2月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成 31年4月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和1年5月 10日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和2年4月 15日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和3年5月 22日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和3年8月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和3年11月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和4年2月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和4年3月 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和5年6月 22日から施行する。 |